

スマート農業機器の導入経費を補助します

= 神奈川県スマート農業推進事業のお知らせ =

区分	補助対象経費	補助率	事業実施主体
先進的産地育成事業費補助	農業者団体が、栽培や集出荷、調整作業において、それらのスマート化に資する機器の導入及び設置、データ分析等に要する経費	1 / 3 以内 〈補助限度額〉 500万円	農業者団体
小型農業機械電動化・自動化支援事業費補助	スマート機器(＊)の導入及び設置に要する経費(＊) ● 「かながわスマート農業・水産業推進プログラム」の6(1)のロードマップに記載されている機器 ● その他栽培や集出荷、調整作業のスマート化に資する機器	1 / 3 以内 〈補助限度額〉 100万円	販売農家 (経営耕地面積30a以上または農産物販売金額年間50万円以上)



【対象機器の例】

複合環境制御盤と一体となって導入する環境モニタリング装置や環境制御装置(ヒートポンプ等も対象。ただし、燃油暖房機は対象外。)

水田水管理システム、アシストスーツ、草刈りロボット、汎用自走ロボット、ドローン等

【その他の補助要件】

- 裏面の表に示す、成果目標を設定すること。
- 取得機器を用いた、県による研究データの取得や、実証ほの設置依頼があった場合、それに協力すること。
- **令和7年3月28日(金)までに**機器等の導入設置及び支払いを完了し、実績報告書を提出すること

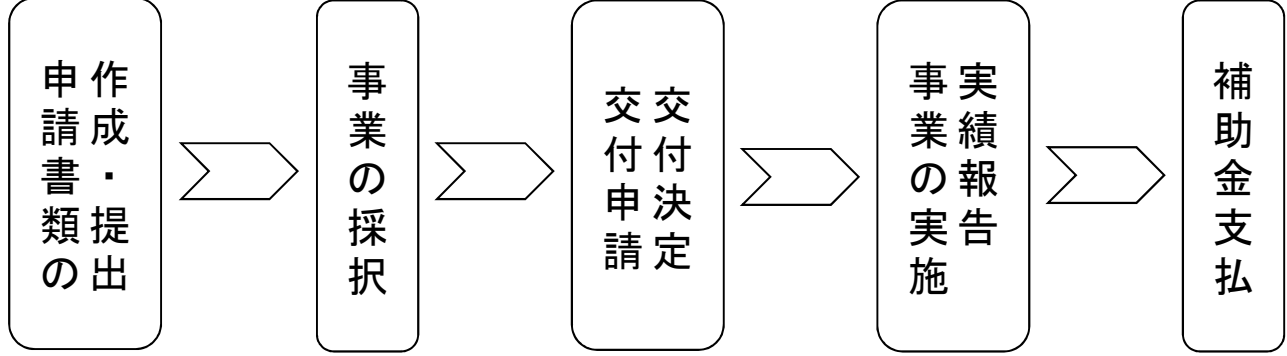
【成果目標】

- 次の成果目標から一つ設定する。
 - ア 10 aあたり収量の10%以上の増加
 - イ 10 aあたりの作業時間の10%以上削減
 - ウ 経営面積の10%以上増加
 - エ 生産量の10%以上増加
 - オ 年間販売額の10%以上増加
- 目標年度は事業実施年度の翌々年度

【選考方法】

- 燃油を使用しない機器の導入を優先とし、実施要領別表のポイントの合計が上位の順に補助する。
- ポイントの合計が同じ場合は、経費当たりの対象面積が大きいものから補助する。

【事業の流れ】



【申込期間】

令和6年6月3日（月）から令和6年7月12日（金）まで

※市町村が取りまとめする場合は、期限が早まる場合があります。

【申込先】 お住いの地域の地域農政推進課

※申込希望がある場合は、**締切にかかわらず早めに申込先にご連絡ください。**

【県HP】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f470020/2023smart_suisinzigyou.html



お問い合わせ先

- 横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課 TEL : 045-934-2372
- 横須賀三浦地域県政総合センター農政部地域農政推進課 TEL:046-823-0210(代表)
- 湘南地域県政総合センター 農政部地域農政推進課 TEL : 0463-22-2711(代表)
- 県央地域県政総合センター 農政部地域農政推進課 TEL : 046-224-1111(代表)
- 県西地域県政総合センター 農政部地域農政推進課 TEL : 0465-32-8000(代表)

J A 湘南管内の組合員の皆さまにおかれましては、

『湘南地域県政総合センター農政部地域農政推進課 TEL: 0463—22—2711 (代表)』
へお問い合わせください。